

平成 25 年 11 月 27 日（水）

於・特許庁庁舎 9 階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会  
第 4 回弁理士制度小委員会  
議 事 録

特 許 庁

1. 日 時：平成25年11月27日（水）10：00～12：10
2. 場 所：特許庁9階 庁議室
3. 出席委員：野間口分科会長、相澤委員長、蘆立委員、市毛委員、河野委員、小島委員、櫻井委員、高倉委員、長澤委員、野坂委員、古谷委員、南委員、八木委員
4. 議 題：開会  
秘匿特権に関する国際的な取組の現状について  
弁理士試験の充実について  
実践的な研修を含めた研修の多様化について  
弁理士自治の充実について  
特許事務所・特許業務法人の在り方について(2)  
非弁理士による弁理士活動の取締りの実効性確保について  
閉会

## ・ 開 会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第4回弁理士制度小委員会を開催いたします。御多忙の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は飯田委員、井上委員が所用により御欠席でございます。また野坂委員は途中で退席される予定でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

本日の議題は、「秘匿特権に関する国際的な取組の現状について」、「弁理士試験の充実について」、「実践的な研修を含めた研修の多様化について」、「弁理士自治の充実について」、「特許事務所・特許業務法人の在り方について(2)」、「非弁理士による弁理士活動の取締りの実効性確保について」です。事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 配付資料の確認をさせていただきます。

本日、お手元の配付資料は頭から座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿のほか、補足資料として「議事終了後回収」と書いてございます「秘匿特権に関する国際的な取組の現状について」、資料1「弁理士試験の充実について」、資料2「実践的な研修を含めた研修の多様化について」、資料3「弁理士自治の充実について」、資料4「特許事務所・特許業務法人の在り方について(2)」、資料5「非弁理士による弁理士活動の取締りの実効性確保について」の6点でございます。

なお、補足資料は非公表の情報が含まれますことから、委員の方にのみ配付させていただいております。また、審議会終了後に回収させていただきたいと思っておりますので、あらかじめ御了承いただきたく存じます。

また、席上には、ホームページに掲載済みではございますけれども、前回の議事要旨も配付させていただいております。

以上、不足等ございませんでしょうか。

もう一点、お願いがございます。御発言をなさる場合には、マイクを近づけて御発言いただきますようお願いいたします。スイッチボタンはございませんが、マイクを近づけて御発言いただければ結構でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○相澤委員長 これより議題に入りたいと思います。時間に限りがございますので、委員の皆様方におかれましては、議題それぞれについて御意見をいただくことにしまして、議事の進行に御協力いただければ幸いです。

#### ・秘匿特権に関する国際的な取組の現状について

○相澤委員長 前回の小委員会で議論いただきました秘匿特権についてです。重要な問題ですが、今後、国際的な取組も推進するというところで、対応の方向に大方の賛同が得られたと思っております。それと同時に委員から国際的な取組の進捗状況について質問がありました。この点について事務局が資料を用意しています。中尾総務部長から説明をお願いします。

○中尾総務部長 総務部長の中尾でございます。「秘匿特権に関する国際的な取組の現状について」、「議事終了後回収」という一枚紙で簡単に前回の宿題にお答え申し上げます。

現在、W I P Oの特許法常設委員会（Standing Committee on the Law of Patents）で、秘匿特権に関します国際的な議論が続けられております。次回の会合は来年の1月に予定されておりますが、その場において各国における制度の情報や具体的取組について調査結果が報告され、さらに審議を重ねることが予定されております。

それから、前回の会合の際に特許技監木原からも御紹介申し上げましたけれども、W I P Oの中におきます、いわゆるB+グループ、先進国グループにおいては、秘匿特権について国際的な基準みたいなものをつくっていくべきではないかという議論が始まっております。日本もこの議論に積極的に参画していく旨、前回のW I P O総会のときに強く表明したところでございます。

また、このような動きを支えるものとして、民間の法曹界あるいは弁理士の世界でも国際的な議論が始まっております。ことしの6月、A I P P I、A I P L A、そしてF I C P Iという大きな三団体がパリで大きなシンポジウムを開催いたしました。日本からも多くの出席者がございました。この場において国際的な取組を進めていくべきということが提言され、それを受けた形で先進国B+グループの議論が進んでおります。

今月、私自身がスイスに行かせていただきまして、W I P Oの事務局次長、スイス特許庁長官に、このような動きを踏まえて、日本の関心も高いことから国際的な取組を進めて

いただきたいということを強く要請してまいったところでございます。今月に入りまして、取りまとめグループでありますB+のイギリスの議長からも、いろいろな形で議論を進めていこうということで改めて強い形での意思表示がされ、日本としても積極的に加わっていくということを表明したところでございます。

いずれにしても、このように国際的な議論が大きく動いているところでございます。これらの動向を引き続き踏まえまして、かつ具体的な議論の動向を見きわめた上で、特許庁としても必要な対応をこれから先もとっていきたいということでございます。進捗がありましたら、この場におきまして御報告させていただければと思っております。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

ただいまの中尾総務部長からの説明を踏まえまして、何か御意見があればお願いします。

よろしゅうございますか。秘匿特権に関する国際的な取組は非常に重要ですので、引き続き、その取組を推進していただくとともに、必要に応じて国内的な措置についても検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

#### ・弁理士試験の充実について

○相澤委員長 次の議題である「弁理士試験の充実について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 お手元の資料1「弁理士試験の充実について」を御覧ください。資料1「弁理士試験の充実について」と、資料2「実践的な研修を含めた研修の多様化について」、この2点が、グローバルを支える弁理士の資質の向上という観点での論点になります。

資料1の「I. 検討の背景」、「1. 試験の現状」に、試験の現状をまとめてあります。弁理士試験は平成12年と19年に抜本的な改正を行っております。平成12年の改正では試験の簡素合理化を図り、一部免除制度の導入を行っております。一部免除制度の導入というのは、論文式選択科目について、例えば建築士であるとか、薬剤師であるとか、そういう他の資格を持っている人については、対応する選択科目の試験を受けなくてもいいという制度です。それから、平成19年の改正では、一度受かった試験については、翌年とその次の年は受けなくてもいい。短答式試験を受けて受かった人は、翌年は短答式試験を受けずに論文式試験から受ければいいという形の免除制度の導入が柱となっております。

その結果、どうなっているかというのを2ページにまとめてあります。上のグラフは弁理士数と弁理士試験合格者数の推移です。真ん中を右肩上がりで横切る形の実線が弁理士登録をされている方の数になります。平成10年に4102人だったものが、平成25年には1万人を超えるところまで増えてきております。

縦の棒グラフが2つありますけれども、長いほうの棒グラフが弁理士試験の最終合格者数になります。平成10年、146人だったものが、ここ数年は700人から800人くらいの間で推移している状況になっております。短いほうの棒グラフは登録を抹消した方の数になります。

もう一つ、さらに上に四角の実線の折れ線グラフがありますけれども、これが弁理士試験の志願者数の推移をあらわしています。平成10年、11年のころには4000人から5000人程度であったものが、12年の試験改正を経て、12年の試験改正は14年度の試験から実施されておりますけれども、7000人、8000人、9000人、1万人を超えるくらいのところまできております。ただ、ここ3年は減少傾向にありまして、24年に8000人を切り、25年は7500人という状況です。

下のグラフは企業内の弁理士の数の推移になります。平成14年に11%程度であったものが右肩上がりで増えてきておりまして、平成24年には20%を超えるところまできております。総数が1万人を超えましたので、企業内で働いている弁理士は約2000人を超えたということになります。

3ページの上のグラフは、多様な人材の参入ということで、合格者がどのように推移してきているかを表したものです。弁理士の主な人材の供給源として特許事務所がありますが、それは四角の折れ線グラフで表しております。平成14年に150から200の間くらいであったものが若干増え、今は200人をちょっと超えるくらいになります。これを超える勢いで増えてきましたのが、ダイヤの折れ線グラフで、会社員の方々です。平成14年には特許事務所の所員の方々と同じくらいの数でしたけれども、今は300人を超えるくらいになっております。一方で、非常に少ないのが三角の実線ですけれども、学生の合格者です。

もう一つ下のグラフです。こちらは多様な人材の参入ということで、志願者がどのように推移してきているか。最近、全体で減少傾向にあると申し上げましたけれども、一番減少しているのが上にある会社員の方々です。会社員の方々には平成14年から15年、16年と増えていたのですが、最近、顕著に減少している傾向が見られます。

4ページを御覧ください。先ほどのグラフをより具体的な数字にしたものを示してあり

ます。合格者についての他士業比較です。平成25年の実績を申し上げますと、弁理士試験は会社員の合格者が45.9%、特許事務所員の合格者が29.8%となっております。学生は1.7%です。その結果、合格者の平均年齢は38.9歳、平均受験回数が4.8回となっております。司法試験あるいは公認会計士試験と比べますと、平均年齢が高いということが伺えます。

その分析ですけれども、次の段落にありますとおり、弁理士資格は産業財産権法という法律分野を出題範囲とするという資格でありながらも、理工系出身者が8割を占めているということで、大学、大学院在学中に資格を目指すという方はなかなかいらっしゃらず、企業の知財部門や研究開発部門で勤務した後に、この資格を目指すという人が多いのだらうと推察されます。

このような傾向を示す資格はほかにもありまして、例えば税理士ですと、5歳刻みで合格者数が公表されておりますが、30代後半、41歳以上、30代前半という層が多くを占めております。25歳以下の合格者は7%弱にすぎないという状況です。中小企業診断士は10歳刻みで数が示されておりますけれども、30代、40代が多いという結果が出ております。不動産鑑定士は合格者の平均年齢が示されていて、34.6歳となっております。

では、弁理士試験を制度改革したことによって、合格者の平均年齢、平均受験回数などがどう変化してきたかというのが次の表になります。旧法における試験、平成12年度ですけれども、ここは合格者平均年齢というデータはありません。※1にあるとおり、年代別に合格者数が示されていて、それを見ますと、30代が47.1%ということで、30代中心の資格であったということがわかります。平均受験回数は5回を超えていました。新しい試験が14年度から実施されていて、20年度までの間に、合格者平均年齢は34歳程度になり、平均受験回数も減っていき、20年度には3.1回となっております。

一方で、平成19年改正によって同一年度に全ての試験に受かる必要がないという改正を行った結果、1年目は短答に受ければいい、2年目は論文に受ければいいという受験パターンが定着したこともあって、24年度は合格者の平均年齢が36.7歳、受験回数が4.2回と、ちょっと上がっております。

この年に、後で申しますけれども、口述試験で大量に不合格者が出たということがあって、25年度に限っては口述試験だけを受けるために受験した方が数百人いらっしゃいましたので、受験回数が4.8回とちょっと増えて、それに伴って合格者平均年齢も上がっております。これは今年度特有のことで、今後は、24年度の数字に戻っていくのではなかろう

かと考えております。

5 ページ、「2. 合格者の資質に対する評価」に、試験制度が変わって合格者はどう変わったかという評価を挙げております。平成12年改正については、施行の5年後に一度評価を行っております。その結果として、ここの黒ポツの2つ、「実務能力が不足している」という点と、「条約に関する知識が不足している」という点が指摘されました。

これらについては、弁理士試験で考査すべきではないかということが当時、議論されております。具体的な数字は6ページのグラフのとおりです。知的財産協会にアンケートをとった結果を載せております。「実務能力の不足している人が目立つようになった」という意見が15.4%、「条約関連の知識不足が目立つようになった」という意見が28.3%ありました。

これらを受けまして、実務能力については、これを試験で考査することになじまないということと、試験で考査する場合には、そもそもどこで勉強したらいいかという話もありまして、試験科目にするよりは合格者に対する実務修習を実施することが法制化されております。具体的には、平成19年の法改正で実務修習制度を導入しております。

条約については、同じく平成19年に、条約を論文の必須科目として単独で出題することはせず、工業所有権法令に係る論文式筆記試験の中で関連した条約の規定についても出題するという一方で、特許法の中で条約に関係するものも出題するという旨を省令改正により明確化しております。例えば、パリ条約の優先権のような実務上重要な条約に関連する知識が、特許法と関係する範囲において特許法の問題として出題されることが明確化されたわけです。これらの改正を経て現在、どのように評価されているかというのが次のアンケート結果になります。7ページを御覧ください。

7ページの上の表は、昨年、実施したアンケート結果になります。知的財産協会の会員企業に対してアンケートをとり、回答数は101でした。一番多い回答は、2番の「以前と比べて能力に変化はない」とするものです。「以前と比べて能力が低下していると感じる」という意見も17件ありました。その17件の内訳ですけれども、それが下の表になります。21番の「実務能力（明細書の作成能力等）が不足している」と指摘したのが13件になります。今、ここで問題としている工業所有権に関する条約の知識や理解について、今なお不足していると指摘したものは2件にとどまっています。回答総数101ですので、そのうちの2件程度にまで改善されてきているのではないかとということが伺えます。

「3. 弁理士に求められる資質」です。この24年の調査では、弁理士に何を求めますか

ということも具体的に聞いております。8ページを御覧ください。3つアンケート結果を載せております。

一番上が「試験制度の見直しについて」尋ねたものです。多かった回答は2番の「企業活動の国際化に対応できる人材の参入を促す」ということと、8番の「実務経験者の参入を促す」ということになります。

具体的にどのような試験を実施したらよいかという問は真ん中の表になります。多かったのは1番の「工業所有権に関する外国語文献の読解力を問う」、2番の「工業所有権に関する外国の法令の知識や理解力を問う」、7番の「出題内容を工夫することなどによって実務能力を問う」の3つということになります。

参考までに、一番下に「研修制度の見直し」について、どのようにしたら良いかというアンケート結果を載せております。ここでも回答が多かったのは2番の「企業活動の国際化に対応できる人材」と、8番の「実務技能に優れた人材を育成する」ということになります。

7ページに戻っていただきまして、真ん中にありますとおり、弁理士に求められる資質としては、24年調査によれば、①企業活動の国際化への対応、②外国語文献読解力、③外国法令の知識・理解力、④実務技能と、この4点になります。特に試験制度という点では、①を②③で確認して欲しいと指摘されていると理解しております。それから、実務技能に関しては、引き続き試験で考査してほしいという意見はありますけれども、平成19年に、こちらは修習で考査することになっておりますので、研修のほうで検討したいと思っております。

それから、これまでの小委において、条約に関しても引き続き能力不足なのではないかという指摘も委員から受けておりますので、まとめますと、「条約について」、②の「外国語文献読解力について」、③の「外国法令の知識・理解力について」というのが試験制度における論点になると理解しております。

9ページ、「Ⅱ. 各論」を御覧いただきたいと思います。最初に「条約について」を取り上げています。「(1)現状の分析」の第1段落を御覧ください。今、条約は短答式筆記試験において出題されておりますけれども、論文式筆記試験では必須の科目とはされておられません。その理由ですが、「(i)若く有為な人材の参入を促進するため、試験の簡素合理化を図ることとし、条約については、短答式において単独で考査し論文式においては工業所有権法令の範囲内で考査する、(ii)論文式においては、条約単独の解釈等を問

うよりも工業所有権法令の範囲内で考査する方がより適当である」という整理がなされたためです。この結果、現状がどのように評価されているかというのは、先ほど申し上げたとおりになります。

もう一つ、アンケート結果を載せています。これは平成22年に実施されたものですが、弁理士の能力に対してユーザーが若手の弁理士とベテランの弁理士と分けて評価しております。ここのグラフを御覧いただきますと、棒グラフが2つ並んでおりますが、左が若手、右がベテランとなります。

基本的には、全ての項目について経験を積んでいるベテランのほうが評価が高いということになっておりますけれども、その差分に注目していただきますと、4番の知的財産権の条約に関する知識・知見の差はそれほど大きくない。例えば論文式必須の科目とされている特許法とか商標法、意匠法に関係するものは、1番の産業財産権法に関する知識・知見というところですが、ここは条約に関する知識・知見よりも、ベテランと若手の差が大きいとまで評価されているということで、特段、条約について若い人たちに能力不足があるという意見はユーザーから出てきていないと考えられます。

10ページの「問題の所在」を御覧ください。短答式筆記試験についてです。短答式筆記試験は現在、60問出題されています。その内訳は、特許・実用新案20問、それ以外が意匠、商標、条約、著作権及び不正競争防止法各10問となっています。この短答式筆記試験は60点満点として全科目の総合点で合否が判定されています。具体的には、60点のうち何点取ったかで合否が決まるということで、科目単位で弁理士の業務に必要な知識レベルを問う形とはなっていません。その結果、力をどこに注ぐのかというところに受験生のばらつきがあって、結果として、条約は余力が入っていないのではなかろうかという指摘を一部でいただいております。

それから、今回の弁理士制度を改革するに当たって一つのキーワードであるグローバル化ということですが、経済社会のグローバル化を受け、企業の国際競争力強化を知的財産の側面から支えるという弁理士にあっては、より一層の条約に関する知識が求められているという指摘もいただいております。

対応の方向性の「ア. 短答式試験」ですが、このように条約の重要性が増している現在の状況においては、その基礎的知識を確認することから、科目別合格基準を導入する、あるいは問題数を増加する、出題内容・方式の変更等必要な措置をとるということについて検討が必要ではないかと考えております。

「（２）問題の所在」の「イ．論文式筆記試験」に戻っていただきたいのですが、条約は平成13年までは単独の試験科目とされておりました。最後の5年の出題傾向を見ますと、全部で10問出題されていて、パリ条約が4問、PCTが4問、TRIPSが1問、その他1問という状況になっております。

一方で、この条約に規定された事項というのは、弁理士が業務として行うものについては対応する国内法で担保されている。例えば出題数が多いパリ条約の優先権は特許法43条、PCTの国内段階については特許法184条の3以降という形で規定されておりますので、先ほど申し上げた特許法の出題の中で出題するという（２）の整理には合理性があると考えております。

他方、先ほど短答のところでも申し上げたと同じように、経済社会のグローバル化を受け、条約に関する知識について、より深く問うていく必要があるのではないかというのは論文式筆記試験についても同様であると考えております。

そこで、「（３）の対応の方向性」、「イ．論文式筆記試験」の第2段落を御覧ください。法令と条約を関連づけて出題しているというのは実問を見ていただくと一目瞭然ですが、条約単独で出題するよりも、複合的・総合的な出題が可能となっているということで、より深く受験者の能力を考查することができるものになっております。

したがって、論文式筆記試験においては、条約を単独の科目として導入するよりは、現行の出題の枠組みを維持するほうが適当ではないかと考えております。一方で、条約の重要性が高まっているというのは事実ですので、例えば特許法の枠内で条約について出題することについて、その頻度をどうするか、それをどのように受験生にアピールするかということについて、明確に打ち出すことを考えていくことが必要ではないかと考えております。

条約については以上です。

次に、「２．外国語文献の読解力」です。簡単に言いますと、弁理士試験で外国語を課すかどうかということです。「（１）の問題の所在」にあるとおり、いろいろ意見をいただいております。外国語の重要性が高まっているのは事実ですが、弁理士がその能力を持つ必要があるのかどうか。能力が必要なのは特許事務所ではないか。それは優秀なスタッフがいれば足りるのではないかと意見をいただいております。

一方で、語学力は外国代理人とやり取りをしていく過程で培われていくものであって、試験のときに考查する必要はないのではないかと意見もいただいております。それが

ら、外国語は単なるツールにすぎない、弁理士の専権業務と直接の関係がないので導入する必要がないのではないかという意見もいただいております。ファクトとしてあるのは、最近の合格者は英語ができる。アンケートをとると、皆さんTOEIC、AとかBぐらいは取って合格されているという方が多いという事実もあります。

このようなことを踏まえますと、「(2) 対応の方向性」ですけれども、他士業において外国語を試験科目に加えているものはないという現状もありますので、弁理士試験において外国語を課すということではなくて、必要な外国語も英語であったり、中国語であったり、個々違いますから、個々の自己研さんにより修得すべきものとして検討していくことが適当ではないかと考えております。

3. 外国の法令についてです。こちらは問題の所在にあるとおり、弁理士は外国関連業務を扱う機会が非常に増えているということで、外国の法令についての知識、理解が求められるのは事実であります。例えば、ここに書いておりますけれども、米国と欧州の制度を比較するであるとか、我が国と米国の制度を比較するという出題が出ると非常に有効ではなかろうかと思われま。

ただ、外国法に関する知識は弁理士の本来業務ではなく、4条3項に標榜業務として掲げているものに関するものということと、出題対象となる国の数だけ法令があるということで、受験者がどうやって勉強するのかという問題もあろうと思っております。

現状、法律科目で選択科目として受験されているのは著作権法が非常に多いのですけれども、それに替えて、何法が出るかわからないという幅の広い外国法令を選択する人が果たしているだろうかということと、試験を運営する側の問題であるのですけれども、2科目にあるとおり、知的財産に関する外国法令に精通した者がそもそも少ないという現状においては、どのように試験を回していくのかという問題も大きな問題としてあるということになります。

「(2) 対応の方向性」を御覧ください。なお書きにあるとおりで、弁理士会が提供している研修プログラムの中には外国法に関する研修の受講生が一番多いということになっております。具体的には米国特許実務、米国特許法改正、中国商標法という形で、ここに並んでいるとおり、数百人規模で受講者がいらっしゃいますが、非常に多様なものになっております。また、一人が全てを受けているわけではなくて、個々の専門に応じて受けているという実情もあります。したがって、(2) の第1段落にあるとおり、現状においては、外国の法令に関する資質の向上は、引き続き研修により担保していくことが望ま

しいのではないかと考えております。

以上が論文式筆記試験の必須科目についてです。

次に、「4. 論文式筆記試験選択科目について」です。「(1) 問題の所在」を御覧ください。論文式筆記試験の選択科目というのは、技術系の専門分野の問題が出るとイメージしていただければよろしいかと思います。法律系の科目の場合は、著作権法や不正競争防止法が出題されます。第2段落にあるとおり、現在、35もの選択問題に細分化されているということで、年によっては受験者がいないとか、受験者が極めて少数の選択問題があるという状況になっております。

「対応の方向性」の第1段落を御覧いただきたいのですが、このような現状にあって、各選択問題の難易度をそろえて試験の公平さを担保するということが非常に難しいという問題を抱えております。したがって、選択問題を集約することによって問題間の公平性を増加させるということで、その方向で検討したいと考えております。具体的にどのように集約するかということについて、受験者に与える影響が大きくなるようにということに配慮しつつ、試験を実際に運営している工業所有権審議会において詳細な検討が必要であろうと考えております。

次が「5. 口述試験について」です。口述試験は、問題点として2つ指摘を受けていると認識しています。1つ目が「(1) 問題の所在」の第1段落です。昨今、中小企業等に対するコンサルティング業務等が求められているということで、口述試験においてコミュニケーション能力や品位等を考査すべきという指摘をいただいております。もう一つは、これとは全く性質が異なる指摘ですが、口述試験は全受験者を同一の時刻、試験官、問題で考査することがそもそもできないということで、公平性に関する問題があるという指摘をいただいております。

近年は口述試験の受験者数が800人を超え、試験期間が5日ないし6日に及ぶということと、不合格者数が非常に多いということで、不公平感の増大が懸念されています。また、同じような土業についてみますと、司法試験でも口述試験が廃止されているということで、口述試験の意義に疑問があるという指摘もいただいております。

それから、多数の受験者を多数の試験官が公平に考査するためには、筆記試験のように回答が明確な内容で考査を行わなければならないということで、皮肉なことなのですが、その結果として、近年の筆記試験の得点と口述試験の合格率に高い相関が見られます。こうした状況を踏まえ、そもそも口述試験は必要なのかという指摘も受けております。

一方で、短答式筆記試験と論文式筆記試験には免除制度が導入されており、一度受かると、その後、2年間、受けなくてもよいものですから、仮にこの状況で口述試験を廃止してしまうと、最終合格年度は論文式選択科目だけに合格すればいい。産業財産権法に関する知識は一切問われることがなく合格してしまうという状況も発生し得るということで、最終合格年度に工業所有権に関する法令の知識を最終考査する手段として口述試験は残しておくべきではないかという指摘もいただいております。

このような指摘を踏まえて今年度、口述試験をより適正に実施するための検討が行われています。具体的には、平成25年度の試験から短答式筆記試験の合格基準を見直しまして、従来、60点満点で36点であった合格基準を65%、39点に引き上げたということ。それから、論文式筆記試験必須科目の合格基準についても、同じように口述試験を適正に行う視点から工業所有権審議会が適当と認めた得点以上であることとしております。

この結果、平成24年と平成25年を比較しますと、口述試験の不合格者数は大きく減っております。これは、筆記試験の段階で適正な絞り込みが行われたためと考えられますけれども、この運用改正によって不公平感は解消されつつあるという意見もいただいております。

これらを踏まえまして、14ページ、「(2) 対応の方向性」です。まずコミュニケーション能力に関してですが、入口の試験においてコミュニケーション能力、品位等に関する合格基準を適切に定め、それで客観的・画一的に考査するというのは非常に困難であると考えられます。ただでさえ口述試験の公平性を懸念するという指摘がありますので、さらに客観的・画一的な考査が困難であるというコミュニケーション能力、品位等を考査することは適当ではないだろうと考えています。

一方で、工業所有権法令の知識を最終考査する手段が必要ではないかという指摘に関しては、引き続き口述試験を実施していくという場合には、まずは今年度の試験から着手している運用改正を進めていく。これをはじめとして取り得る対応について検討する必要があるのではないかと考えております。

他士業における口述試験の状況ですけれども、ここに書いてあるとおり、先ほど申し上げたとおり、司法試験がなくなっているほか、公認会計士試験、税理士試験、行政書士試験には口述試験がございません。一方で、司法書士試験と土地家屋調査士試験には今も口述試験があるという状態になっております。

口述試験については以上です。

次が「6. 試験の一部免除制度」です。「(1)の問題の所在」を御覧ください。冒頭申し上げましたとおり、弁理士試験は平成12年と19年に大きな改正を行っておりまして、それぞれ免除制度を導入しております。平成12年の改正で導入された免除制度は、受験者層の拡大を通じて弁理士の参入障壁の軽減を図るという目的で、修士、博士論文審査合格者あるいはほかの公的資格者に対して論文式選択科目の免除を導入しており、受験者数の増大に非常に大きな効果があったと評価されております。

それから、平成19年の改正は、知的財産に関する知識と専門的に学んだ有能な人材の弁理士分野への参入を促進するというのと、もう一つは受験者の負担を軽減するというのと、この2つの点から知的財産に関して専門的に学ぶ大学院修了者と弁理士試験の一部科目の既合格者に対して試験科目の一部免除を導入しております。

こうした試験の一部免除制度が不公平ではないかということと、量的拡大という所期の目的が達成され資質向上への転換という時期に来ていることから、免除制度は廃止すべきではないかという意見をいただいております。具体的な試験免除制度の内容について、これから簡単に御説明します。

まず、アを御覧ください。法11条1号、短答式筆記試験合格。短答式の筆記試験に合格した人には、その後、2年間、短答式筆記試験を免除するというものになっております。それから、15ページ、真ん中のイです。論文式必須科目合格。論文式の必須科目に合格した人には、その後、2年間、論文式必須科目試験を免除しております。ウ、論文式選択科目合格。論文式の選択科目に合格した人は翌年以降、永年、論文式選択科目の受験が免除されるということになっております。16ページのエ、大学院課程、知財科目を修了した方、2年間、短答式筆記試験が免除になっています。以上のア、イ、ウ、エが平成19年に導入されたものです。それから、オ、修士・博士号の学位を持っている方、専門職大学院を修了した方、他資格を保有している方。これも翌年以降の論文式選択科目は免除されるということで、メインは平成12年の改正によって導入されております。

14ページの6. 「(2)対応の方向性」を御覧いただきたいのですが、これらについては多様な人材の参入を促進し受験者数の拡大を図るという導入趣旨があったわけですが、現時点では、引き続き制度の運用状況の把握、とりわけ制度の志願者に与える影響について検討することが必要ではないかと考えております。

具体的に、アからエは平成19年に導入されたばかりですので、引き続き状況を見守らなければならないと考えております。これらの免除制度を導入したことによって、例えば15

ページの一番上の行に書いてあるとおり、合格率が上昇しているということで、受験者の負担が軽減されていると考えております。

一方で、口述の不合格率も上昇しているので、それは免除制度を導入したことが原因ではないかという指摘も受けておりますけれども、第3段落の「しかし」のところに書いてあるとおり、免除制度を利用していない者の口述不合格率も同じように変化しておりますので、免除制度を導入したことによって何か問題が発生しているということは、現状ではないと認識しております。

それから、16ページ、平成19年ではなく12年に導入された才ですけれども、受験者層の拡大というところ、弁理士の量的拡大を図る目的で導入されたということで、実際に他資格保有者の参入も増加しているということになっております。冒頭、御覧いただきました2ページのグラフにあるとおり、近年、志願者数が減っているという状況にありましては、このように受験者のすそ野を広げる制度については引き続き維持していくことが必要ではなかろうかと考えております。

試験制度については以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明を踏まえて、弁理士試験の充実についての議論に移りたいと思います。御自由に意見ををお願いします。

小島委員、どうぞ。

○小島委員 まずイントロ部分の1ページから4ページにわたっての試験の現状についてでございます。弁理士試験の合格率に関して、一言意見を述べさせていただきます。

2ページの上のグラフを御覧いただきますと、試験の合格率は平成10年で約3.1%ですね。4650名と146名の関係でおわかりいただけたと思います。新試験制度が開始されました平成14年は6.5%で約2倍になってございます。昨年の平成24年では10.7%、本年は10.5%で当初の合格率の3倍以上となっているわけでございます。一貫して合格率の緩和が進んでおりまして、これで本当に企業の国際競争力をサポートできる優秀な人材を集めているのか疑問なしとしないところでございます。先ほども御説明ありましたように、特に近年では受験者数が急激に減少しているわけでございます。弁理士に対する職業的魅力が低下しているということは問題ではないかと思っております。イントロ分で、その意見を述べさせていただきました。

○相澤委員長 ありがとうございます。

御意見として、伺っておくことでよろしいですね。

長澤委員、どうぞ。

○長澤委員 我々も会社の中で、弁理士試験とは多少内容が異なりますが、実務で必要となる知識を問う試験を全ての特許権利化担当者に行っております。その結果は実務能力と全く関係がないわけではないですが、明らかに一致しているわけでもありません。非常にいい成績を取る人は、基本的な能力がある程度以上あり、その上に試験対策がうまい人です。もちろん、試験が全くできない人は実務能力もないと思います。

そういう目から見て、今回の弁理士会からの弁理士試験について考えますと、短答式については中小企業の面倒を見られるような人材がほしいという話、それからグローバル活動に適した人材がほしいという話がありましたが、我々もそう思っています。どのような知財問題に関してもある程度任せられる人とか、ある程度グローバル活動に知識を持って参加できる人が弁理士になってほしいと思います。したがって、科目別の合格基準はあってもいいと考えています。

特に、今の配点ですと、例えば著作権は一切勉強しません、PCTも知りません、でも、ほかの点数をかなり稼げば合格範囲内に入ってくるというのが問題かと思います。ただ、科目別の足切りの点数を余り高くし過ぎると、今度は試験対策のうまい人だけが残るという結果になるので、そのレベル感を考えていただければと思います。

論文式については事務局案にほぼ賛成します。

それから、口述式については、私は基本的に必要だと思います。我々も採用のときに面接をしますし、中途の弁理士とか特許エンジニアを採用するときにも面接をします。面接で何を見ているかというと、仕事ができる、できないというのは、弁理士資格を持っていればある程度、知識はあると思いますので、あとは先程話しに出ていたコミュニケーション能力です。コミュニケーション能力がないと、新しいことを覚えられない、外に出ていって活躍できないという人が会社の中に入ってくるということになりますので、それはチェックしたいと思っています。

要は、試験対策だけで短答式と論文式を受かった方の中にコミュニケーション能力が全くとは言いませんが、ない方がいると困るので、そういう方は口述試験で落とすでもいいと思っています。ただ、これも余りレベルを上げ過ぎますと、先程話しに出た多様な人材という面からするとマイナスになるので、どちらかということ、弁理士にふさわしくない方はなっていないかという口述試験がいいのではないかと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

野坂委員、どうぞ。

○野坂委員 4 ページの下の表は大変ショッキングなデータだと思います。若くて有為な人材を幅広く求めようという試験制度の対策を行った結果、平均年齢が本年度は38.9歳、前年度の36.7歳から、さらに高まってきていて、40歳に近づいているということです。

どの分野でありましても、20代あるいは30前後から新しい世界に飛び込んで、そこで切磋琢磨して人材を磨くというのが一番理想的なものであります。弁理士の場合、何歳が適当かという数字についてはよくわかりませんが、平均38.9歳で弁理士試験に合格されて、一人前になるのは、個人差あるでしょうけれども、3年なり5年なりかかっていくとなると、40代半ばになってようやく力をつけてくる。そうになると、ちょっと遅いのかな。できれば20代、30歳前後で弁理士の世界に飛び込んで、30代で本当に一人前になり、40代、50代は弁理士業界を引っ張っていく、牽引していく人材になってほしい。そういう理想形から現状はややずれているのかなという問題意識を持っています。

それと、インハウスは20%を占めています。企業内の弁理士が活躍されることはすばらしいのですが、日本経済に求められているのは、大企業はもちろんですが、中堅・中小企業の特許を取得して、それを活用していこうという大きな流れがあります。インハウスの弁理士が自分の企業以外のことも連携してなさっている方もいらっしゃるのですが、インハウスでない幅広い人材から日本経済の底上げにつながるような、中堅・中小企業を支えるような弁理士の活動を促す試験制度あるいは研修制度が求められているのかなと思います。

事務局の案、おおむね賛成でありますけれども、私が申しましたような視点を特に重視していただいて取り組んでほしいと思っております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

高倉委員、どうぞ。

○高倉委員 全体に非常によくまとめていただいた案だと思っております。

口述試験は、コミュニケーション能力と品位を見るために残したほうがいいということでもとめられていると思います。最終的にはこれでよろしいのではないかと思います。試験委員として口述試験を経験したものの立場から若干コメントを申し上げておきたいと思っております。

第1に、口述試験の公平感の問題です。日数が非常に多い、試験員が非常に多い、このた

めに受験生がどの日に、どの試験員に当たるかによって、公平感に差が出てくるという問題を口述試験は潜在的にはらんでいるということは指摘しておく必要があると思います。

第2に、口述試験の目的です。その目的が条文の基礎的理解・応用力を問うのであれば、口述試験より短答の客観テストや論文試験のほうが適切であろうと思っています。また、口述試験の目的が人間性や人柄を見ることであれば、それは試験官の主観によって左右される部分が多くなるという、より高いリスクを持っているなという気がします。

第3に、そもそも、よき弁理士が面接で選別できるのか。私も4年間ほど経験しているのですが、受験生の中には緊張のためにうまくしゃべれない方もいます。寡黙で誠実な人ほど緊張します。そういう人もいい弁理士になる可能性はあるわけですから、短い時間で、印象だけで人を選別することには慎重であるべきです。ユーザーから見て人間性に問題がある方は弁理士として使いたくない（だから選別せよ）というのはおっしゃるとおりだと思います。しかし、そういう方は本来、特許事務所への入社面接であるとか、出願人と弁理士との間の日々の仕事の中で、いわば市場によって、淘汰されていくほうが望ましいのではないのでしょうか。

このように口述試験には幾つかの問題があります。最終的には、今の運用改善を積み上げていながら、よりよきものにするという方向でいいと思いますが、先ほど他の委員からもご指摘があったように、コミュニケーション能力や倫理性、人柄を見るというのがユーザーの求める口述試験の目的であれば、口述試験を続けることを前提に、少なくとも、今後は（条文の基礎的理解・応用力ではなく）コミュニケーション能力等をみることに重点を置くように改めていったほうがいいのかなと感じております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

古谷委員、どうぞ。

○古谷委員 私は以前から口述試験廃止に関しては否定的でありました。その理由は、長澤委員あるいは高倉委員からもお話しございましたが、コミュニケーション能力、その他、即答性のある対応力をはかり知ることができるのは、まさに口述試験だと思っています。特に我々弁理士の場合、特許庁に書類を出すだけでなく、当事者間、原告、被告に分かれて対立構造のある中で審判廷、裁判において発言を求められて即答していかなければいけないという場面が多々あります。そういったことをはかるのは口述試験であろうと考えております。

このペーパーを拝見させていただきますと、かなりの部分、改善されていると思います

が、特に改善点として評価できるのは、短答式試験の総合点で処理するのではなくて、科目ごとに足切りをするということは条約の科目を全部回避してしまうことを防げる、いいことではないかと思っております。

ただ、先ほど申し上げたように、例えば税理士試験は受験に経験が必要であります。それから、登録前に実務経験が必要な公認会計士試験。さらには長期にわたる研修が必要とされる司法試験。こういった登録前の最低限のフィルタリング機能、代替する必須の実務経験や研修、試験といったものがないわけです。口述試験に、その機能を持たせるということはぜひ必要であろうと考えております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

河野委員、それから、南委員、お願いします。

○河野委員 資料を見ていますと、過去10年ぐらいの受験者、合格者は、いずれも企業の社員が一番多いということで、試験制度のメインユーザーが企業なんだなという印象です。

方向性について、私もほとんど同意いたします。コンセンサスになっております企業活動の国際化へサポートできる人材という視点から、御説明あった短答式と論文式の方は良い方向だと私は思っております。

特に特許が重要ですけれども、例えばPCTの場合ですと、条約に加えて、実務的にはその規則が非常に重要です。

知財活動をやっているのは弁理士ではない人の数のほうが多く企業でも多くの人達が知財活動をやっているんですけども、一般の非弁理士の人は、そういうPCT規則の部分が弱いです。彼らにとっては非常に難しいです。突っ込んだ勉強をある程度していないと、PCT規則等の正しい理解は得られませんけれども、例えば今の短答式試験制度ですと、ここの部分の勉強を飛ばしても受かってしまいます。

そういう視点から、条約などの課目別の足切りや、問題数を増やすのも試験制度改善の一つの方法と考えます。条約について基本的な理解がなければ合格できないようにすることを短答式で担保することは十分可能だと思いますので、その辺について十分な考慮をした試験制度にしていただければいいのかなと思います。

それと、いつの時代になっても大事なものは、パリ条約の基本的な制度趣旨なので、優先権の制度などの基本の理解がなければ解けないような短答式あるいは論文式の問題が必要だと思います。

近年の弁理士試験の論文式の問題は相当難易度の高い問題だと思っています。

私は試験員ではありませんので、合格者の論文式の答案がどのようなものか、採点基準等もわかりません。条約に関するものが論点として多々出てきていますが、しっかりと論点を抽出して、法的に理論構成して答案が作成されているのか。

ここをしっかりと採点していただければ、弁理士としての資質と素養のある人を、合格させることができるのではないかと考えております。そういったことでかなりの改善が期待できるのではないかと考えております。

○相澤委員長 どうもありがとうございました。

南委員、どうぞ。

○南委員 2点、述べさせていただきます。

まず短答式の筆記試験です。先ほどの御説明の中にもありましたが、受験戦略として、条約を捨てても、ほかの科目で合格すればいいというのはユーザーのグローバル化対応の弁理士になっていただきたいというニーズからかけ離れておりますので、科目別の足切り点を導入して、必ず条約も受けるということにさせていただければと思います。

次に口述試験です。私もこの方向性では賛成ですけども、先ほど高倉委員から実際の口述試験でのいろんな御懸念がありました。これについても私は100%、そのとおりにしております。資料の13ページの第4パラグラフ、「一方で」というところで、現行の試験制度で、ただ単に口述試験を廃止してしまうと、こういった問題がありますということも事実だと思っています。

したがって、口述試験を仮に廃止するとすれば、現行の弁理士試験全体のあり方をもう一度整理して、その上で口述試験で見ようとする点がほかの試験できちんと担保できるということで口述試験を廃止するということであればいいのではないかと考えています。現状の試験制度をそのままにして、単に口述試験のみを廃止するということについては反対ということでございます。

○相澤委員長 ありがとうございました。

小島委員、どうぞ。

○小島委員 条約と口述について意見を述べさせていただきます。

まず条約についてでございます。9ページの下にグラフがございます。これを御覧いただきたいと思います。若手弁理士とベテラン弁理士との比較でございます。これは企業、ユーザー対象のアンケートに基づくものようですね。特許事務所における実際の感触は

随分異なっているということを申し上げたいと思います。重要条文とか趣旨等の理解が非常に浅いということで、先輩弁理士との実務上の齟齬が生じているというのが実際の状況であるということをもっと申し上げたいと思います。

それから、短答試験については、先ほども申しましたけれども、以前は、合格基準が正解率70%、そして、ここのところしばらく60%で推移してきているわけですね。本年度、同基準の改正によって65%へと引き上げられました。ここで多くの不合格者が出た。しかしながら、65%の基準ではまだ条約10問捨てても合格基準に達することができる。先ほど来、どなたもおっしゃるように、そういう状況にあります。依然として条約が捨て問となる危機感は払拭されない。そこで問題数を例えば100問として、科目ごとにボーダーを定めていただけるなど、工業所有権審議会でも基準改訂をされるなど、お願いしたいと存じます。

それから、論文試験でございますけれども、10ページでございます。条約を特許法との問題に絡めて出題いただいているわけですが、拝見いたしますと、本来の特許法の重要な問題そのものを出題できないか、あるいは少なくせざるを得ないという弊害があるようにも思います。法定されている工業所有権の枠内で条約を出題されるのであれば、条約の理解に重要なアウトゴーイングとインカミングの両方の対海外関係の出願があるわけですが、その両方にまたがる問題の出題ができないという大きな問題あるいは欠点があるのではないかと考えております。

御提案としては、独立で2問ほど出題されると思いますが、1問は純粹の特許法の問題あるいは条約でもよろしいんですが、特許法等で条約をお出しするわけにいかないでしょうから、純粹の特許法等の問題をお出しいただくというのも一つの提案ではないかと考えております。

それから、口述の話でございます。釈迦に説法みたいになりますけれども、口述試験の意義についてちょっとお話をさせていただきたいと思います。弁理士となる人材を選別、評価する手法としては短答式、論文式、口述の3点セットがあるわけでございますが、非常によくできた試験制度ではないかと考えております。したがって、どれ一つも落とすことができないと考えております。

短答式試験は知識、知見の広さを考査できる機械的かつ公平な試験であると言えます。論文試験では論述能力を考査できる受験者の顔の見えない試験であると思います。口述試験では、総合的な能力を考査でき、あわせてコミュニケーション能力なども考査で

きるような唯一顔の見える試験であるという特徴を有していると思います。この中で最も難しいのは口述試験かもしれないという見解を持ってございます。

口述試験の問題の所在でございますが、13ページに口述試験の問題の所在ということで不公平感の増大が懸念されると指摘されてございます。しかしながら、この弊害は合格率が2、3%台であった時代とは異なり、現在、10%台の合格率で多くの方が口述試験へ到達される結果、必然的に起こっている現象ではないか。したがって、口述のみを分断して論ずるのは本末転倒ではないかと思っております。

つまり、先ほども申し上げましたように、短答試験や論文試験が持つ特性を生かした試験制度として十分に機能しておれば、合格者を絞り込むことができまして、その結果、口述試験を正常化へ導くことができるのではないかと。いわゆる公平性の担保が可能になるのではないかと思っております。

それから、13ページに、コミュニケーション能力、品位等については口述試験にかわり実務修習や懲戒処分制度によって対応するという文言がございます。例示でございますけれども、弁理士試験、実務修習、懲戒処分制度、これらはそれぞれ全く異なる役割を持つものでございます。特に実務修習は弁理士に必要な実務経験を積む場として設けられておりまして、800名近い修習生を3カ月にわたって研修しているわけでございます。仮に実務修習に口述試験の役割を担わせるとしたら、弁理士試験の5、6日にわたる試験負担より、はるかに大きな負担が必要となりまして、極めて非効率的なものになるのではないかと思っております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

古谷委員、どうぞ。

○古谷委員 試験の一部免除制度について、全体のペーパー論調は免除制度について見直しをしないで様子を見ようとなっておりますが、先ほど野坂委員も指摘されたように、若い人の受験回避が見受けられるのではないかとこの心配がございます。なぜならば、最初からハンディキャップつけられているということであれば、受験動機につながらない、魅力を感じない、そういう懸念もありますので、そういったことをしっかりと検証していただきたいと思っております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

市毛委員、どうぞ。それから、八木委員、お願いします。

○市毛委員 平均合格年齢が今年さらに上がって38.9歳という点でございますが、同じ専

門職としてスタートの年齢が40に近いというのは大変問題ではないかと思えます。試験というのは、本当にその一瞬だけの技能を試すもので、そこまでの成果を試すだけでしかないものでございますけれども、専門職の仕事の仕方はOJTという面が大変大きく、一つ一つ与えられた案件を悩みながら、苦勞しながらこなしていくことによって技能が増えていくものだと思います。

そういった意味で、経験値は非常に重要であるにもかかわらず、40近くになって初めて実務に出て、そこから何年間か、実務家として稼働できる年数は当然減るわけですね。経済合理性という点からも、人材の有効な活用という点からも、この点を深刻にとらえるべきではないかなと考えております。

弁理士の仕事は、今お聞きしていて、テーマとしては実務能力ということと国際化ということが2つ、取り上げられておりますけれども、新しい技術は日々発展して、その技術に追いつくように、発明を発掘するためには技術者より、より先を見た分析能力が必要になると思います。

それから、国際化という点に関しても、その場に自分を置くような環境にあって初めて語学能力にしろ、外国語文献を読むということに関しても取り組んで、経験値が上がるといった面があると思います。そういった意味で、若い人材がなるべく早い時点でこの業界に入っていただくための試験制度の工夫が必要ではないかと思えます。

それから、口述試験の問題について、先ほど司法試験との対比が述べられておりましたけれども、弁護士の場合は試験が一度限りの通過点ではなくて、まずロースクールに入る段階で試験があり、ロースクールの卒業試験があり、その後司法試験があり、そして司法試験が終わってもすぐ実務家になれるわけではなくて、研修所に行って修習を経て、修習が終わった段階で二回試験があって初めて実務家になれます。特に修習期間中にコミュニケーション能力とか倫理の問題とかそういったものは、教官が見て成績評価の対象になっておりますので、コミュニケーション能力とかそういったものを全く資格の要件から排除しているというわけではないということを御考慮いただきたいと思えます。

ただ、口述試験単体で公平性という点から抽象的なコミュニケーション能力を見るとするのは難しいと思えます。ただし、即答性というか、古谷委員がおっしゃっていたように、その場で論理的な思考と表現ができるかということとか、必要な情報をヒアリングする能力、それに対して、ヒアリングされた側が必要な回答を即座にできるかというところは試されてもいい能力だと思っております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

八木委員、どうぞ。

○八木委員 まず短答式のほうですけれども、これまでいろいろ御意見がありますように、いずれの分野についても最低限の知識を取得していることを確認するというためには、科目ごとに最低限の合格点の枠を決めるというのは適切ではないかと思えます。

それから、条約等についての論文の関係ですけれども、現在されています特許法等の問題の中に条約の問題を入れるほうが、より実務に即した問題という形になるかと思えます。一行問題よりは、かえって実際の理解力が試されるのではないかと考えております。

それから、口述の関係です。コミュニケーション能力とか人間性を見るのか、それとも知識を見るのか、どちらを主眼にするかで試験のやり方等が大分違ってくるのだらうと思えます。理解度を見るのであれば、どの程度理解できているかで足切りする形になりますし、人間性なりコミュニケーション能力を見るということになりますと、試験だけではかるところは難しいところがありますので、よほど問題がない限りは合格させるという試験の仕方になってくるかと思えます。そういう意味で、口述試験をどのような位置づけにするかということをはっきりさせた上で、そのやり方について取り組んでいくという必要があるかと思えます。

あと免除制度の関係で先ほど別の委員からも話がありました。免除制度によって合格率にどの程度差があるのかがわからないのですけれども、特定の免除制度で免除を受けた人については合格率が低いとか、そういう問題があるようであれば、また免除制度についての見直しという必要性もあるのではないかと思えます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

櫻井委員、どうぞ。それから、蘆立委員お願いします。

○櫻井委員 私は中小企業の経営者として意見を申し上げます。合格者の年齢が高いということになりますと、全く経験を積まずにいきなり中小企業の経営者となることはほとんど不可能に近いということと同じだと思えます。

ですから、なるべく早いうちにいろいろなOJTで経験を積むほうがよい。例えば私たちは銀行だとか、いろんなところとコミュニケーションをしなければならないのですが、それをいきなり40代で行うというよりは早いうちから経験するほうがよい。私もなったのは40代ですけれども、10年前からいろいろな経験を積んだ上でやっている。私は2代目ですけれども、そういうのって早ければ早いほどいいと思えます。試験制度的に逆行してい

ると言われていますけれども、そういう形で、できれば若いうちから経験していただき、またグローバル化という形から見ましても、どんどんグローバル化していくのに、私たちみたいな50代になってしまったときにグローバル化といっても遅くなってしまうので、その辺を考えていただくような試験制度を考えていただきたいと思います。

それと、短答式についても、かなり難しくなってきたということなので、それについては論文式もかなりいいと思いますので、そちらについては賛成だと思います。

口述式については人間性だとかコミュニケーションということがあると思うんですけれども、特に中小企業の場合はいろんな経営者がいらっしゃいますので、そういうところの意味を早く読み取っていただけるようなコミュニケーション能力があればいいなと思っていますので、そういうところを考えていただければと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

蘆立委員、どうぞ。

○蘆立委員 基本的には事務局で御提案いただいた方向性に賛成ですけれども、一点だけ条約の知識の確保の点について、知識の有無をはかるというのであれば、試験制度としては短答式が一番適した試験になるかと思っています。

現状ですと、条約は10問ですので、割合的にはそれほど小さくないと思いますけれども、何名かの委員から条約を捨てても合格できるという状況の御指摘がありました。恐らく著作権・不正競争防止法を捨てるというパターンもあり得るような気もします。条約の成績のデータ等をほかの科目とも比較して検討した上で、短答式の合格基準を上げるという運用による対策がどれぐらい効果をあげているかということも含めて御検討いただければと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

幾つかの質問が出ましたが、事務局から何かありますか。

よろしいですか。

全員から御意見をいただきましたが、対応の方向性についてはほぼ御了解がいただけたものと理解させていただきます。さまざまな御意見については、報告書にさまざまな御意見があった旨を記載するという事で進めさせていただきます。

将来の課題として、例えば、御指摘いただいた若年層が減ってきている、平均合格年齢が上がってきている、これを今後どうするか、あるいは、口述試験の公平性あるいは試験の課題をどうするか等の御指摘については報告書で含められる範囲については含め、将来

の検討課題は将来の検討課題として報告書の中に記載するという形でまとめさせていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

#### ・実践的な研修を含めた研修の多様化について

○相澤委員長 次の議題、「実践的な研修を含めた研修の多様化について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料2「実践的な研修を含めた研修の多様化について」という資料を御覧ください。

1. 検討の背景の第1段落に、現在設けられている研修制度について簡単に説明してあります。「平成19年の弁理士法改正において、弁理士登録前に、弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させる研修」ということで、先ほど来話に出ている例えば明細書の作成能力などは、こちらのほうで担保するということになります。実務修習制度と呼んでおります。もう一つは、最新の法令や技術動向等についての研修を既に資格を持っている方も定期的を受講することが義務化されております。こちらは継続研修制度という名前がついております。

実務修習制度については経済産業大臣が実施主体となっております。継続研修制度については日本弁理士会が行うことになっております。ただ、実務修習制度も経済産業大臣自ら行うわけではありません。経済産業大臣が機関を指定して、その機関に行わせるということで指定を受けている機関が日本弁理士会となっております。制度上の問題点はここに挙げてありますが、これから申し上げることは、基本的には研修内容を充実させていくということで、制度的な制約がある話ではないということになろうかと思っております。

弁理士に求められている資質ということですが、1ページの一番下には、先ほど御紹介したアンケート結果、同じものを載せております。2ページを御覧いただきたいのですが、こちら先ほど上げたものと同じものを載せていて、問17、研修について求められているのは、2番の「企業活動の国際化」と、8番の「実務技能に優れた人材」ということになります。

具体的にどのような形で研修制度を見直すかというところが3ページの問18です。回答として多かったのは1番、「講座の内容を見直す」ということで、具体的ではないのですが、8番の「中級者・上級者向けの明細書作成等の実務研修を義務付ける」、9番の「実

務研修等のOJTの義務付け」と、いずれにしても、実務研修と明細書作成というところに非常に高い要望があることが伺われます。

「2. 問題の所在」の「(1) 研修の内容面」については、これまでの委員会においていただいた意見を箇条書の形で挙げております。大きく分けると2つあります。隅付きの括弧に書いてあるとおりです。「基礎的な能力の担保」と、「多様・高度な実務能力の獲得」で、ここに掲げているようなニーズがあると理解しております。

次に4ページです。以上が内容面の話ですけれども、もう一つ、「(2) 研修の実施面」というところで、こちらは少し制度的な問題となっております。研修を実際に運営している日本弁理士会からいただいている見直し項目が、ここに掲げているものであります。

実務修習については、(ア) 新人弁理士の実務能力を向上させるという目的に実務修習の課目免除制度を見直す、または廃止するということ。(イ) として、実務修習において多様な講師人材を確保するためということで、講師になるための必要な実務経験年数の制限を緩和するということ。(ウ) 修了判定基準の適切化、必要単位数の増加・起案演習科目の増加、あるいは研修期間・時期の弾力化という形の運用の改善を行う。これらについて見直ししたらどうかという意見をいただいたところです。

それから、イ. 継続研修については、(ア) 事務負担の軽減ということで、研修計画の簡素化または廃止、(イ) 多種多様な方法で資質の向上を図るためとして、みなし単位認定の制限の緩和をいただいております。ですので、内容面と実施面に分けて、以下、対応の方向性ということになります。

「3. 対応の方向性」を御覧ください。内容面を変更する、あるいは充実させることについては、制度上の制約はございませんので、ユーザーからの意見を幅広く弁理士会において汲んでいただいて、必要なカリキュラムを充実していただければと思っております。

「ア. 実務修習」ですけれども、明細書作成等の基礎的な実務能力を実務修習により担保するというのが目的であり、それが適切であるところですが、新人弁理士は社会人が多いということで、受講が過度の負担にならないようにということも考慮しなければならない。こうしたことを踏まえて、実務修習で修得していくということに加えて、なお不足するOJTの経験については日本弁理士会が既に導入している新人研修あるいは、これから新たに設ける予定と伺っております弁理士養成塾などの取組によって担保していくことが必要ではなかろうかと考えております。

「イ. 継続研修」ですけれども、こちらは資格を持っている方に対してどのような研修

を提供していくか。日本弁理士会からいただいている提案として、①グローバル対応のために、外国の法律や運用等に関する研修を拡充するであるとか、②地域・中小企業対応のために減免制度や補助金制度みたいな中小企業支援制度をユーザーにきちんと説明できるように研修を拡充していくということ、③実務能力向上のため明細書作成などのより実践的な研修であるとか、ベテラン弁理士によるOJT機会の増加ということが提案されておりますので、このようなことをこれから積極的に実施していただければと考えております。

「(2) 研修の実施面について」、「ア. 実務修習」は研修の実施主体が経済産業大臣になっておりますので、基本的には日本弁理士会からいただいている要望については特許庁において検討していくということになるかと思っております。ここにはその方向性を示しております。

(ア) 実務修習の課目免除制度の見直しまたは廃止ということですが、これらについては実務修習が弁理士になるための過度の参入障壁にならないという目的のために設けられたものであって、この結果、免除された課目について特段能力が劣るといった問題も発生していないと認識しております。したがって、実務修習の課目免除制度の見直しまたは廃止については必要なかろうという形で検討していくことになるかと思っております。

(イ) 実務修習の多様な講師人材の確保は、弁理士になって7年経験を積んだ人でなければ講師になれないということが法律に規定されておりますけれども、その根拠は、ここにアンケート調査の結果を示しているとおり、一定の能力を有する弁理士になるために必要な期間が7.1年だったというアンケート結果を踏まえてのものでありますので、これ以上の緩和は困難ではなかろうかと考えております。

(ウ) 実務修習の運用の改善ですが、研修に対するより大きな効果を期待している産業界から、しっかり実務修習をやってくれという意見をいただいておりますので、特許庁において、ここに書いてあるとおり、実務修習が過度の参入障壁にはならないようにということを考慮しつつ、論点を整理した上で検討していきたいと考えております。

次に、7ページの「イ. 継続研修」を御覧ください。産業界からさまざまな資質について要望が出ていることを踏まえ、弁理士に対するさまざまなニーズに的確に対応するためには、継続研修の実施主体である日本弁理士会がこれらのニーズに機動的に対応できることが必要で、そのためには会の自主的な取組を推進することが有効であると考えております。

すので、ここにある（ア）（イ）についての詳細事項の決定については、可能な範囲で日本弁理士会の自治に委ねる方向で検討すべきと考えております。

それから、8ページの上です。日本弁理士会による自主的な取組ということで、法定で用意されている実務修習や継続研修以外の枠組みであっても、日本弁理士会において専権業務に係る実務能力を向上させるために明細書作成に特化した長期研修（弁理士育成塾）の開講であるとか、海外弁理士団体との連携による海外知財制度の最新情報の提供に取り組むと伺っておりますので、このような取組を充実させていっていただければと考えております。

事務局からは以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

実践的な研修を含めた研修の多様化について、御意見がありますか。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 研修のあり方ですね。内容面と、それを見える化すること、それから、圧倒的に多かった一人あるいは数名の特許事務所の方々が実効を上げられるような研修制度、この3点についてお願いというか、意見があります。

弁理士会は相当な数の研修を開設されています。その中の一部、能力担保研修など、本当に実のある研修もありますが、ほとんどは座学中心で、単発ものなんですね。本当に実のあるものにするためには、単発的な数時間の座学というよりは、ある程度シリーズでやっていくようなものが身につくのかなと思います。

例えば知的財産協会では、1年かけて行う海外研修があります。私は米国の研修に参加したことがありますけれども、受講後、相当な知識を得ることができました。例えばどんなことをやっているかといいますと、数カ月かけてオリジナルのテキストを中心に米国の法律を勉強します。何回か集まって、その間、米国から講師の先生を呼んで講義をしていただいたり、グループに分かれてテキストの読み込みをやるわけです。その後、約3週間から4週間、ワシントンD.C.での研修があります。現地のアトニーが毎日のように講師をしてくれますし、モックトライアルでは、現地のアトニーが本当に臨場感あるトライアルを演じて、裁判はこういうふうやるんだぞということを教えてくれます。研修生は陪審員の役を体験するというのもあります。

そのほか、アジア研修とか、中国に特化した研修とか、あるいはヨーロッパに特化した研修とかあります。最後に現地に数週間滞在して研修するというのを目標において国内で

準備、すなわち知財制度や判例などの勉強を行います。こういうふうなことをやると、かなり実のある研修になります。

企業だから出せるというのもありますけれども、そういうのも御検討いただければ、より実効ある研修となり、成果が得られるんじゃないかと思います。

これにはインセンティブが必要だと思います。その一つの方法は見える化ですね。能力担保研修だと、合格しますと、名乗れますね。ユーザーにも見えますよね。こういう研修を受講、修了みたいな形で見える化することによって、インセンティブを与える。そういうものがないと、なかなか難しいんだと思います。

そういうことを大きな事務所なら可能であると思いますけれども、圧倒的に多い一人事務所、二人事務所、数名事務所の方々にもちゃんと参加できるような仕組みを弁理士会で考えていただければよいのではないかと考えております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

対応の方向性についてはいかがでしょうか。

野坂委員、どうぞ。

○野坂委員 実施主体である弁理士会に全てかかっているという点とあれですけども、非常に責任が重い。前段の試験制度とセットで研修が重要なわけでありまして、現場をよく一番知っているのは弁理士会である。対応の方向性として、弁理士会による自主的な取組を強調されているペーパーの方向性を私は支持したいと思っております。特に取り組まれようとしている弁理士育成塾には大変期待しております。ぜひ立派な成果を上げていただきたいと思っております。また育成塾の成果についてはフォローアップも必要だと思っております。どういう形で研修が行われ、どうだったのか、何年かして報告をいただければと思っております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

古谷委員、どうぞ。

○古谷委員 弁理士育成塾に関しては、11月2日と3日、既に大阪で開講式を済ませております。また、この16日に東京においての開講式も済ませております。パイロット版ということでやっておりますが、ベテランの弁理士が実務経験のない若手弁理士に直接指導すると、明細書を書かせて、それを採点して返して、それを積み上げていくというやり方をとっております。御期待に沿えるような成果を上げたいと考えております。ありがとうございました。

○相澤委員長 ありがとうございます。

御意見はあると思いますが、実務研修及び継続研修の方向性については御了解を得られたということによろしゅうございましょうか。それでは、次に進ませていただきます。

#### ・ 弁理士自治の充実について

○相澤委員長 次に「弁理士自治の充実について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料3を御覧ください。

「弁理士自治の充実について」ということで、「1. 問題の所在」の第1段落に、経済産業大臣が有している監督権を書いています。細かく言うと3つ、大きく分けると2つです。「①経済産業大臣は、日本弁理士会の総会の決議又は役員が法令又は日本弁理士会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議の取消し又は役員を解任を命ずることができる」ということで、前者を総会決議取消権、後者を役員解任権と呼びます。「②会則の制定又は変更は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力が生じない」ということで、これを会則変更の認可権と呼んでおります。

これらについて、「一方で」というところにあるとおり、「経済社会のグローバル化が進み、知的財産権の重要性が高まり・知的財産権に対するニーズの多様化が進む中、日本弁理士会にはより一層の自主的な取組が求められている。このような状況の下、日本弁理士会が、多様なニーズに応えるためには、その自治の範囲をより拡充し、自らの意思決定に基づき多様な活動を迅速に行えるようにすることが必要である」という指摘をいただいております。

2ページを御覧いただきたいと思います。2ページの上に、士業団体に対する監督官庁の監督権限の有無を表にまとめております。先ほど申し上げました総会決議取消権、役員解任権、会則変更の認可権の全てを大臣が有しているのは弁理士法のほかは社会保険労務士法しかありません。弁護士法、司法書士法、土地家屋調査士法、行政書士法においては、そもそも総会決議取消権、役員解任権がないという状況になっております。一方で、公認会計士法と税理士法の2つについては、過去は総会決議取消権、役員解任権ともにありましたが、公認会計士法は平成15年の法改正により役員解任権を廃止しております。税理士法は平成13年の法改正で同じように廃止しております。

「2. 対応の方向性」を御覧ください。総会決議取消権については「弁理士及び日本弁

理士会の活動は、極めて公益性の高いものである」ということで、「社会の急激な変化等によって、総会の決議が弁理士に関する法令の遵守や公益に欠くこととなった場合には、その是正について再度総会で決議するまでもなく直ちに取り消されるべきである」ことから、経済産業大臣の有する総会決議取消権は引き続き維持することが必要ではなからうかと考えております。

次に、「(2)の役員解任権について」ですが、ここの表にあるとおり、ほかの士業の様子も見まして、これを廃止することについて検討が必要と考えております。ただし、廃止して大丈夫なのかという意見もいただいております。

「役員に処分の対象となるような行為があったときには、まずは日本弁理士会の自浄作用に委ねることが適切であると考えられますので、日本弁理士会に対しては、この自浄作用の強化を求めることが必要と思っております。

その上で、万が一「自浄作用が働かない場合には弁理士に対する懲戒権の発動とともに、経済産業大臣の有する役員解任権についても引き続き継続することが必要」にならうかと思えます。

なお、役員解任権を廃止した場合であっても、「日本弁理士会の役員は弁理士としての義務を有している」ということで、弁理士の行為として、「弁理士に関する法令又は日本弁理士会の会則に違反し、あるいは公益に害すると認められる場合には、経済産業大臣が懲戒処分を行うことが可能である」ということと、「日本弁理士会会則において、一定の懲戒処分を受けた弁理士は役員となることができない」ということの2段をもって、役員に対しても間接的に経済産業大臣の監督権を及ぼすことが可能になっているという状況は引き続き残ります。

したがいまして、今は、まず弁理士会における自浄作用にゆだねるため、その強化を求めることにしたいと考えております。

事務局からは以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

御意見はありますか。

市毛委員、どうぞ。

○市毛委員 結論としては事務局提案に賛成でございますが、タイトルですが、弁理士自治の充実についてというよりは、この御提案は監督権の緩和というところで、自治の充実

というのは別の側面ではないか。自治の充実が当然の前提となつての御提案だということは理解できますけれども、タイトルとちょっとミスマッチではないかなと考えます。そして、そのタイトルの内容、弁理士自治でございますけれども、いろんな意味で弁理士会が一層の自主的な取組を進めるべきというのは賛成でございます。

前回、少し議論になりました事務所内における情報遮断措置、チャイニーズウォールなどの措置に関しても、今回たまたま一人法人化という関連で議論になったので、この議論の俎上に上がりましたけれども、依頼者との守秘義務をどのように考えるのかというのは、弁護士はじめ他士業の倫理とも比較して十分に御検討、対応をお願いしたいと思います。

それから、先立って事務局にお伺いしましたら、懲戒権が発動された事例は極めて少ないと伺っております。弁理士会も、特許庁もということでございます。それは、不適切な事案がないのか、それともガバナンスが効いていないのか、どちらなのかという点の検証は必要なのではないかと思ひます。ユーザーからの苦情処理の相談の体制がどうなっているのか、その後の処理がどうなっているのか、それから、規則、倫理等の整合性に対してチェック体制がどうなっているのか、そういったところを見直して必要な措置を講じていただくということが自治の充実という内容になるかと思ひます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

弁理士会による懲戒等について、古谷委員あるいは小島委員から何か御説明がありますか。

○古谷委員 弁理士会においては、会員あるいはユーザーからの苦情に対する措置はきちんと手当てしております。なお一層より充実するために、さらなる検討は加えていきたいと思ひます。

ユーザーからクレームがついたときに、この問題をどう措置するかという委員会を開きます。それが処分の対象へ向かう可能性を秘めているなと思えば、綱紀委員会に送られまして、綱紀委員会を経て審査委員会その他へステップアップしていく、きちんとした公平性のある制度になっております。

○相澤委員長 どの程度の運用例があるのでしょうか。

○古谷委員 毎年、苦情が上がってこないわけではありませんけれども、それなりの対応は図っております。10例から15例ぐらいは、会員権の剥奪につながるような前提の忠告をしたりということは起こっております。

○相澤委員長 明確な資料を事務局に提出していただいて、それを皆さんに回覧していた

できればと思います。

結論としての方向性についてはよろしゅうございますか。それでは、対応の方向性については御了解いただけたということにします。

#### ・特許事務所・特許業務法人の在り方について(2)

○相澤委員長 次に、「特許事務所・特許業務法人の在り方について(2)」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料4を御覧ください。「特許事務所・特許業務法人の在り方について(2)」として、今回は「小規模事務所」と掲げております。前回、大規模事務所と掲げて利益相反を扱いましたけれども、今回の法的な論点は特許業務法人の設立要件です。

「1. 検討の背景」、「(1) 特許事務所・特許業務法人に求められる機能」ということで、小規模事務所に関しては前回、御議論いただきました中小企業の「かかりつけ医」という機能が求められているという話をここに掲げております。中小企業のかかりつけ医になり得る特許事務所は、基本的に小規模事務所が多い。事務所に弁理士が一人あるいは二人ぐらいしかいないということで、課題として、業務の継続性、サービスをどう継続的に提供していくかということがあると考えております。

「(2) 特許業務法人制度の概要」ですけれども、ここで特許業務法人制度が出てくるのは、平成12年改正において導入されたこの法人制度が、4行目にあるとおり、業務の継続を図るということを一つの目的として導入されたためであります。「業務の継続を図り、総合的サービスの提供を実現する」ために、事務所を法人化し、経営体制を強化するという趣旨のもとに導入されておりますので、この業務の継続を図るという点で特許業務法人制度が使えるか使えないかということを以下に検討しております。

3ページの上の表を御覧いただきたいと思います。法人を設立するのに必要な社員の数ですが、たくさん公認会計士がいる監査法人は例外として、ほかの士業法において一人で設立を認めているのは弁護士法人しかありません。弁理士を含め、ほかの士業は設立に二人必要とされております。

2ページの「3. 対応の方向性」、(1)を御覧ください。このように弁護士だけが平成14年4月に一人法人の導入が認められているわけですけれども、その理由がここに掲げたとおりです。弁護士の約54%が複数の弁護士がいる法律事務所に所属していて、そ

れらが一人の経営弁護士と勤務弁護士、いわゆる親弁型事務所であるという実態を踏まえて導入されております。こういう状況では、社員を二人確保することはできないのですが、一人しかいない経営弁護士が社員となって一人法人化すると、その後、勤務弁護士が育ってきたときに本来あるべき社員が二人という形にできるということで、弁護士においては一人法人が認められたと伺っております。

3ページの表の下の段落を御覧ください。弁理士については前回の5年後見直し、平成18年の審議会のときにも導入を審議しております。結論の部分をそのまま抜き出しているのが3行目の「しかし」以降のかぎ括弧の部分です。「一人法人制度の導入は個人の資産の分離が図られるなどのメリットがないわけではないが、弁理士事務所の約7割は一人事務所であり業務の共同化は進んでおらず、この点で弁護士法人における一人法人制度の導入とは状況が異なる。特許業務法人制度導入の本来の趣旨を踏まえれば、一人法人制度の導入は時期尚早であると考えられる。」と結論づけられております。

この整理を現在に照らすとどうなるかというのが次にある表になります。全事務所に占める一人事務所の数が、前回、時期尚早であると判断した平成18年は69%だったものが、昨年は68%ということで、ほぼ変化していないという状況にあります。そうしますと、顧客への継続的な対応を図るという特許業務法人制度設立趣旨にかんがみれば、平成19年の整理と変わるところはありませんので、「同制度の導入は時期尚早ではないか」ということが結論になろうかと考えております。

一方で、4ページの(2)小規模事務所の基盤整備についてということで、弁理士の数が非常に少ない小規模事務所においてかかりつけ医型の特許事務所を実現していくというためには、3行目以降に書いてあるとおり、事業継続計画を策定するとか、弁理士が退職または死亡した場合の事業承継ルールの確立が急務と考えられますので、ここは日本弁理士会におかれて主導的に取り組んでいただきたいと考えております。

それから、小規模事務所においては限られたサービスしか提供できないということもあると考えられますので、提供するサービスを維持、向上させるために、同じように小規模、似たような感じの事務所が複数、ネットワークを構築することが重要ではなかろうかと考えています。こうした取組を複合的に実施していくことで小規模事務所においても安定したサービスが提供できる。中小企業にとっての地域のかかりつけ医としての役割が果たしていけるのではないかと考えております。

事務局からは以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

特許事務所・特許業務法人の在り方について、御意見ありますでしょうか。

古谷委員、どうぞ。

○古谷委員 3ページ目に、前回の見直しのときに「一人法人制度の導入は個人の資産の分離が図れるなどのメリットがないわけではないが、約7割がまだ一人事務所であり、業務の共同化が進んでいない」という指摘があります。既に5年たっております。その状況はほとんど変わらないという指摘もあります。

それは業務の共同化が進んでいないということではなくて、個人の資産の分離、業務の継続性というのは、まさに一人法人制度を導入することによって促進されるということで、共同化というところに視点を置くと確かにそうなのですが、そうではなくて、視点の置き方を変えていただければ、一人法人制度の弁理士が68%、一人事務所なので、一人法人制度にすれば、かなり改善されるという期待を持っております。続いて、業務の共同化ということも、それにつながってくると思っておりますので、ぜひ実現させていただきたいと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

櫻井委員、どうぞ。

○櫻井委員 私のところも10年ぐらい前に一人でやっている弁理士がいらっしやいまして、いきなり廃業ということになりました。そのときに、「この人に任せたよ」みたいな形で何件か商標と特許を失ったことがございます。

ですから、資料4の4ページにある「事業継承ルールの確立」については、うちみたいな会社が出てくる可能性がかなりあるということですから、一人法人を認める方向ということで古谷委員が言われたと思えますけれども、そういうことであれば、その辺の確立を明確にしてほしいというのが私たちの意見です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

市毛委員、どうぞ。

○市毛委員 弁護士との比較というところを触れられておりますので、一点、手前みそで申しわけございません。

弁護士法人を、一人法人を認めるかというときに、弁護士会で議論になったのは、事務

所内の業務に対して社員がきちんと管理・監督できるのかという点でございます。例えば複数事務所。弁護士法人の場合は主たる事務所のほかに従たる事務所を持つことができますけれども、その場合には従たる事務所には必ず社員たる弁護士が常駐しなければいけないというルールになっております。つまり、業務全般について、事務所という拠点において、全て社員たる弁護士が把握しているということが前提になってくるわけです。

そういった趣旨で、事業の継続性という意味では、社員が一人で、ほかに弁理士がいれば、その方が格上げして社員になっていただくということはできると思いますけれども、一人だという場合に、残った仕事はどうなるのかというのがユーザーの視点から手当てが必要なのではないかと思えます。その手当てができ上がってというのが順番としては先ではないかと私は考えます。

○相澤委員長 ありがとうございます。従たる事務所のことについては別の話とは思いますが。

一人法人については、全体として、事務局で用意した方向性についてのおおむねの理解は得られたとは思いますが、弁理士会の意見もあり、それに賛同する意見もありましたので、さらに検討を加えていただき、報告書でまとめていただきたいと思います。

#### ・非弁理士による弁理士活動の取締りの実効性確保について

○相澤委員長 「非弁理士による弁理士活動の取締りの実効性の確保について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料5を御覧ください。「非弁理士による弁理士活動の取締りの実効性確保について」です。

「1. 検討の背景」の第2段落を御覧いただきたいと思います。「弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許等に関する特許庁における手続等についての代理等を業とすることができない」とされております。これが弁理士法第75条の規定です。「その違反には刑事罰が科される」ということが79条第3号に規定されております。

「2. 問題の所在」ですけれども、弁理士法第75条の「報酬を得て」という、以下「報酬要件」といいますけれども、これがあることによって、75条に違反しているのではないかという疑いがあるケースであっても、報酬の受け渡しの確証を得ることが困難であり、

なかなかそこを押さえることができない。よって、75条の規定が非弁理士による弁理士業務に対する抑止力になっていないという指摘をいただいております。そこで報酬要件を廃止すべきではないかという提案がありました。

ほかの士業法を見ますと、非資格者による業務の制限として、「報酬を得ること」あるいは「報酬を得ることを目的としていること」というものを要件としていないものが3つあります。司法書士法と土地家屋調査士法、税理士法となっております。

「3. 対応の方向性」を御覧いただきたいと思います。弁理士第75条に違反した場合は79条第3号に基づいて刑事罰が科せられるということで、75条における報酬要件の削除は刑事罰を予定する取締りの範囲を拡大するということから、その改正に当たって慎重な検討が求められようと考えております。

したがって、結論としては最終段落にあるとおり、特許庁において運用の改正を行うということにしたいと考えております。「弁理士又は特許業務法人でない者が特許庁における手続の代理をする」という行為があった場合、「当該行為が弁理士法第75条に違反するものでないことについて、当該行為を行った代理人に対して確認を求め、要すれば出願人に代理人の改任の命令を発する」という措置を講ずることとしたい。これについては既に脚注にありますとおり、特許庁のホームページに「非弁行為の防止に向けた措置について」という記事を掲載しております。

このような運用の見直しをすることによって、75条違反ではないかという行為は減少させていくことができると考えておりますので、まずはこの運用を実施していきたいと考えております。

事務局からは以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、非弁理士による弁理士活動取締りの実効性の確保について、御意見がありますか。

小島委員、どうぞ。

○小島委員 弁理士会の意向としては、3つの士業、先ほどお述べいただきました例のように、「報酬を得て」の要件を撤廃していただきたいというのが第1の要件でございます。それがもし不可能であればということで、プレゼンの際にお話しさせていただきましたけれども、「報酬を得る目的で」という要件程度に緩和していただきたいという要望を提出させていただきました。

しかしながら、刑法の謙抑性との要請にかんがみて、それは厳しいものであるし、相成らんという御意見も多々いただいているわけでございます。法の筆頭をいくところの弁護士法では「報酬を得る目的で」という要件が規定されているわけですね。そこあたりはいかななものかなということで質問でございます。よろしくお願いいたします。

○相澤委員長 事務局お願いします。

○事務局 弁理士法の旧法、片仮名法の時代は「報酬を得る目的で」という意味の条文になっており、平成12年の弁理士法改正のときには、初めは御指摘の「報酬を得る目的で」という条文案で法制局審査に臨んでおります。しかしながら、法制局からは、刑事罰を科す要件として、「報酬を得る目的」というのは主観的な要件で、あいまい過ぎる」という指摘を受けて今の条文となっております。したがって、これを「報酬を得る目的で」という要件に戻すことは恐らく不可能であると考えております。

○小島委員 過去の経緯は存じ上げております。法の改定なりが誤ったのかなとも個人的に思います。過去に戻る形にはなるかなという観点からの要望でございます。一応わかりました。ありがとうございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

これについては対応の方向性の中で非弁行為が行われないように特許庁において運用の改善を行うということが盛り込まれておりますので、この方向でよろしゅうございますか。それでは、対応の方向性について御了解を得られたものしたいと思います。

○相澤委員長 時間でございますので、本日の議論を終了したいと思います。閉会に先立ちまして、本日の議論を踏まえて野間口分科会長から一言、よろしくお願いいたします。

○野間口分科会長 皆様、御苦労さまでした。

相澤委員長のおかげをもちまして、弁理士制度にかかわる重要案件、先送りせずに俎上に乗せて意見を伺わせていただいたということは非常にありがたく思います。特に弁理士試験の充実の問題と、継続研修を含めた研修の問題、今日のまとめプラス皆さんからいただいた意見ですね、非常にいい意見をいただいたと思います。それも加味して、よりよいものにしていただきたいと思います。

私、個人的に気になりましたのは、受験生が減っているという点です。日本企業が一番苦しんでいた時期と重なるのですが、日本の大学も含めて、企業も含めて、論文の発表も減っております。海外留学にチャレンジする若者の数も減っているということで、残念な傾向だと思っております。アベノミクスで少し加工産業に元気が出てきましたので、我が国の産

業構造からいくと、回り回っていろんな産業にいい影響を及ぼして、最終的には弁理士にチャレンジしてグローバルな日本企業のビジネス活動に貢献しようという若者も増えてくれるのではないかと思います。

それから、先ほど若者のチャレンジという話がありました。これは非常に重要だと思うのですが、私から見ましたら40歳はまだまだ若くて、こうした人が大いにチャレンジしてくれるというのも大事なことです。それもぜひ忘れないように、頑張ってくださいと思います。特許庁も中小企業の支援のメニューを充実しておられますけれども、弁理士制度に対してもよろしくサポートしていただいて、また、この制度改正については、相澤委員長のもとでよりよい形にまとまるようお願いしたいと思います。分科会長として、よりよいものにまとまるように期待したいと思います。どうも御苦労さまでした。

○相澤委員長 どうもありがとうございました。

最後に、次回のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

○事務局 次回、第5回の弁理士制度小委員会は12月26日木曜日、14時から開催する予定でございます。議題は本小委員会におけるこれまでの議論を取りまとめた中間報告案を事務局から提示させていただく予定でございます。会場は本日と同じ、特許庁9階の庁議室で行う予定でございます。

なお、最初に申し上げましたが、補足資料の「秘匿特許に対する国際的な取組の現状について」は本委員会限りの資料となりますので、恐れながら、机上に残して御退席いただきますよう、お願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第4回弁理士制度小委員会を閉会いたします。長時間御審議いただきありがとうございました。

・ 閉 会

以上

---

<この記事に関する問い合わせ先>

特許庁総務部秘書課弁理士室

TEL : 03-3581-1101 内線 2111

FAX : 03-3592-5222

E-mail : [お問い合わせフォーム](#)